

秋田県公報

目 次

○秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例(四七・情報公開センター)……………	5
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(四八・人事課)……………	5
○特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(四九・人事課)……………	6
○秋田県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例(五〇・人事課)……………	6
○秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例(五一・人事課)……………	7
○秋田県県税条例の一部を改正する条例(五二・税務課)……………	7
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(五三・市町村課)……………	12
○秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びボスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例(五四・市町村課)……………	13
○秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(五五・長寿社会課)……………	15
○秋田県児童会館条例の一部を改正する条例(五六・子育て支援課)……………	15
○秋田県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(五七・県立病院改革推進室)……………	17
○秋田県農業研修センター条例の一部を改正する条例(五八・農林政策課)……………	17
○秋田県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例(五九・雇用労働政策課)……………	18
○風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(六〇・都市計画課)……………	19
○市町村への権限移譲の推進に関する条例及び秋田県租税特	

別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(六一・都市計画課)……………	19
○副出納長の設置及び定数に関する条例を廃止する条例(六二・会計管財課)……………	20
○財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例(六三・会計管財課)……………	20
○秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(六四・警務課)……………	20

この号で公布された
条例のあらまし

◇秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四七号)

1 次の条例について、その職務の遂行に係る情報の一部が非公開情報又は非開示情報の適用除外とされている公務員等から日本郵政公社の役員及び職員を除外することとした。

(一) 秋田県情報公開条例(昭和六十二年秋田県条例第三号)

(二) 秋田県個人情報保護条例(平成一二年秋田県条例第一三八号)

2 施行期日
この条例は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四八号)

1 失業者の退職手当に係る受給資格の要件のうち勤続期間を二月以上(特定退職者にあつては、六月以上)とすることとした。(第一〇条関係)

2 施行期日等
(一) この条例は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。
(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

◇特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四九号)

1 出納長を削ることとした。(第三条関係)

2 選挙管理委員会の委員等の報酬日額を次のとおり改定することとした。(別表関係)

選挙管理 委員会の	区分	報酬日額	
		改正前	改正後
臨時に補充 された者	一〇、七〇〇円	一〇、六〇〇円	
	一〇、七〇〇円	一〇、六〇〇円	
選挙長	一〇、七〇〇円	一〇、六〇〇円	

委員等	選挙分会長	一〇、七〇〇円	一〇、六〇〇円
	選挙立会人	八、九〇〇円	八、八〇〇円

- 3 施行期日等
- (一) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1は、平成一九年七月四日から施行することとした。
 - (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五〇号)

- 1 秋田県特別職報酬等審議会の審議事項に知事及び副知事の退職手当の額に関する事項を加えることとした。(第一条及び第二条関係)
- 2 出納長を削ることとした。(第一条及び第二条関係)
- 3 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 4 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五一号)

- 1 支給停止期間中に支給された退職給及び減額改定後に減額せずに支給された退職給は、その後支給すべき退職給の内払とみなすことができることとした。(第二四条の二関係)
- 2 退職給権者が死亡した場合における過誤払分の金額を相続人に支払うべき遺族年金の金額に充当することができることとした。(第二四条の三関係)
- 3 重度障害の成年の子への遺族年金の支給について、職員の死亡の当時から引き続き重度障害の状態等の成年の子に限ることとした。(第四八条関係)
- 4 施行期日等
- (一) この条例は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。ただし、1及び2は、公布の日から施行することとした。
 - (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県県税条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五二号)

- 1 県民税
- (一) 郵政民営化に伴い、郵便局を削ることとした。(第九条及び

- び第三九条関係)
- (二) 人格のない社団等、個人等が法人課税信託の引受けを行う場合に法人税割額によって課することとした。(第三〇条関係)
 - (三) 法人課税信託の受託者について、信託資産等及び固有資産等ごとに受託者をそれぞれ別の者とみなして県民税の所得割、法人税割等に関する規定を適用することとした。(第三〇条の二関係)
 - (四) 公益信託の信託財産について生ずる所得については、公益信託の委託者等が当該公益信託に属する資産及び負債を有するものとみなすこととした。(附則第一条の二関係)
 - (五) 法人課税信託の受託者に係る法人等の均等割の税率については、固有法人の資本金等の額に応じ、定める額とすることとした。(第三〇条の二関係)
 - (六) 法人税割の税率の特例について、不均一課税の対象から法人税法(昭和四〇年法律第三四号)第四条の七第一項に規定する受託法人を除くこととした。(附則第一三三條関係)

2 事業税

- (一) 人格のない社団等、個人等が法人課税信託の引受けを行う場合に事業税の所得割を課することとするほか、特定信託を法人課税信託に統合し、特定信託所得割を廃止することとした。(第四八条、第四八条の二、第四九条、第五一条及び第五三條関係)
- (二) 法人課税信託の受託者について、信託資産等及び固有資産等ごとに受託者をそれぞれ別の者とみなして事業税に関する規定を適用することとした。(第四八条の二関係)
- (三) 公益信託について、信託財産に属する資産及び負債は公益信託の委託者等が有し、信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなすこととした。(附則第一三三條の五関係)

3 地方消費税

- (一) 法人課税信託の受託者について、信託資産等及び固有資産等ごとに受託者をそれぞれ別の者とみなして地方消費税に関する規定を適用することとした。(第六二条の二及び第六二条の三関係)
- (二) 公益信託について、信託財産に属する資産は公益信託の委託者等が有し、信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等は当該委託者等の課税資産の譲渡等とみなすこととした。(附則第一四四條の三の二関係)

4 不動産取得税

- (一) 産業活力再生特別措置法(平成一一年法律第一三二号)に基

- づく認定技術活用事業革新計画又は認定経営資源融合計画に従って譲渡される不動産の取得について新たに減額措置の対象とするともに、当該減額措置の適用期限を平成二二年三月三一日とする事とした。(附則第一六六條関係)

- 5 次の引用している法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- (一) 証券取引法(昭和三十三年法律第二五号)(第四七条の一七、第四八条、附則第一二条の二の二、附則第一二条の二の四及び附則第一二条の三関係)
 - (二) 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二六号)(附則第一〇条関係)
- 6 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 7 施行期日等
- (一) この条例は、信託法(平成一八年法律第一〇八号)の施行の日から施行することとした。ただし、5(二)(附則第一〇条第三項の改正規定に限る。)は公布の日から、1(一)は平成一九年一〇月一日から、5(一)は証券取引法等の一部を改正する法律(平成一八年法律第六五号)の施行の日から、5(二)(同項の改正規定を除く。)は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第一九号)の施行の日から、4は産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第三六号)の施行の日から施行することとした。
 - (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五三号)

- 1 引用している鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成一四年環境省令第二八号)の条項を改めることとした。(別表関係)
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五四号)

- 1 題名を秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例に改めることとした。
- 2 知事の選挙における候補者は、県の費用負担の限度額の範囲内で、ピラを無料で作成することができることとした。(第五条関係)

- 3 ピラを無料で作成しようとする候補者は、ピラの作成を業とする者との間において有償契約を締結し、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならないこととした。(第六条関係)
- 4 県は、候補者が契約に基づきピラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち所定の要件を満たす金額を、ピラの作成を業とする者からの請求に基づき支払うこととした。(第七条関係)
- 5 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 6 施行期日等
 - (一) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
(秋田県条例第五五号)

1 訪問リハビリテーションに係る介護サービス情報の調査を受けようとする者等から手数料を徴収することとし、その額を次のとおりとすることとした。(第二条関係)

区 分	手数料の額(一件につき)
訪問リハビリテーションに係るもの	三七、九〇〇円
通所リハビリテーションに係るもの	四一、三〇〇円
介護療養施設サービスに係るもの	四七、七〇〇円

2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県児童会館条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五六号)

1 秋田県児童会館(以下「会館」という。)の管理は、指定管理者に行わせることができることとするともに、指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。(第七条、第九条関係)

2 会館の指定管理者は、会館の施設又は設備を使用する者から利用料金を自己の収入として收受するものとするともに、利

- 用料金の承認に関する手続等について定めることとした。(第一〇条、第一二条関係)
- 3 会館の設備のうち、レコードプレーヤー、ステージスピーカー及びフラッドライトを廃止することとした。(別表関係)
- 4 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 5 施行期日等
 - (一) この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。ただし、3は、公布の日から施行することとした。
 - (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
(秋田県条例第五七号)

1 出納長を会計管理者に改めることとした。(第七条関係)

2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県農業研修センター条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五八号)

1 秋田県農業研修センター(本館を除く。)の管理は、指定管理者に行わせることができることとするともに、指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。(第七条、第九条関係)

2 その他所要の規定の整理を行うこととした。

3 施行期日
この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇秋田県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五九号)

1 秋田県立鷹巣技術専門校の訓練生から授業料を徴収することとした。(第三条関係)

2 授業料の額を月額九、九〇〇円(現行九、六〇〇円)に引き上げることとした。(第三条関係)

3 施行期日等

- (一) この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- (二) 平成二〇年三月三十一日に秋田県立鷹巣技術専門校建築施工系木造建築科に在校し、引き続き当該科に在校する訓練生に係る授業料は、この条例による改正後の秋田県立職業能力開発校条例(昭和五一年秋田県条例第一六号)第三条第一項の

- 規定にかかわらず、徴収しないこととした。
- ◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六〇号)
 - 1 風致地区内における建築等の行為について知事の許可を要しない法人から日本郵政公社を除くこととした。(第二条関係)
 - 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。
 - 3 施行期日等
 - (一) この条例は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。
 - (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇市町村への権限移譲の推進に関する条例及び秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六一号)

1 市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成一六年秋田県条例第七一号)の一部改正(第一条による改正)引用している租税特別措置法(昭和三年法律第二六号)の条項を改めることとした。(別表第六五関係)

2 秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例(平成一二年秋田県条例第二五号)の一部改正(第二条による改正)引用している租税特別措置法及び租税特別措置法施行令(昭和三年政令第四三三号)の条項を改めることとした。(別表第六六関係)

3 施行期日
この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第一九号)の施行の日から施行することとした。

◇副出納長の設置及び定数に関する条例を廃止する条例(秋田県条例第六二号)

1 副出納長の設置及び定数に関する条例を廃止することとした。

2 施行期日
この条例は、平成一九年七月四日から施行することとした。

◇財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六三号)

1 無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる行政財産の範囲を土地以外の行政財産にも拡大することとした。

◇秋田県立鷹巣技術専門校の訓練生から授業料を徴収することとした。(第三条関係)

2 授業料の額を月額九、九〇〇円(現行九、六〇〇円)に引き上げることとした。(第三条関係)

3 施行期日等

- (一) この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- (二) 平成二〇年三月三十一日に秋田県立鷹巣技術専門校建築施工系木造建築科に在校し、引き続き当該科に在校する訓練生に係る授業料は、この条例による改正後の秋田県立職業能力開発校条例(昭和五一年秋田県条例第一六号)第三条第一項の

2 (第六条関係)
無償又は時価よりも低い価額で行政財産に設定することができる私権の範囲を地上権以外の私権にも拡大することとした。
(第六条関係)

3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六四号)

1 犯罪による収益の移転防止に関する事務を刑事部の所掌事務とすることとした。(第五条関係)

2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、秋田県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例、秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例、秋田県県税条例の一部を改正する条例、住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例、秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例、秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例、秋田県児童会館条例の一部を改正する条例、秋田県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、秋田県農業研修センター条例の一部を改正する条例、秋田県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例、風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例、市町村への権限移譲の推進に関する条例及び秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例、副出納長の設置及び定数に関する条例を廃止する条例、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例及び秋田県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十七号

秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「及び日本郵政公社」を削る。

- 一 秋田県情報公開条例（昭和六十二年秋田県条例第三号）第六条第一項第一号（二）
- 二 秋田県個人情報保護条例（平成十二年秋田県条例第三百三十八号）第十六条第三号ハ

附 則

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

秋田県条例第四十八号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「六月以上」を「十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者

に相当するものとして人事委員会規則で定める者をいう。以下同じ。)にあつては、六月以上)に、「雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)」「を「同法」に、「と、同法」を「と、特定退職者を同法」に改め、「に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定める者を同項」を削り、同条第三項中「六月以上)を「十二月以上(特定退職者にあつては、六月以上)」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第十条第一項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

秋田県条例第四十九号

特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「、出納長もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改める。

別表中「一〇、七〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「八、八〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成十九年七月四日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を公示され、又は告示される選挙に係る報酬について適用し、この条例の施行の日前にその期日を公示され、又は告示された選挙に係る報酬については、なお従前の例による。

秋田県条例第五十号

秋田県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

秋田県特別職報酬等審議会条例(昭和三十九年秋田県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県議会議員報酬等の額」を「県議会議員の報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の額(以下「報酬等の額」という。)」に改める。

第二条の見出しを「(諮問)」に改め、同条中「県議会議員の報酬の額並びに知事、副知事及び出納長の給料」を「報酬等」に、「聞く」を「聴く」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第五十一号

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例（昭和三十二年秋田県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の二」を「第二十四条の四」に改める。

第三章第一節中第二十四条の二を第二十四条の四とし、第二十四条の次に次の見出し及び二条を加える。

（退職給の支給の調整）

第二十四条の二 退職給の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として退職給が支給されたときは、その支給された退職給は、その後に支給すべき退職給の内払とみなすことができる。退職給を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の退職給が支給された場合における当該退職給の当該減額すべき部分についても、同様とする。

第二十四条の三 退職給権者が死亡したためその受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該退職給の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者に支給すべき退職給があるときは、当該退職給の金額を当該過誤払による返還金に係る債権の金額に充当することができる。

第四十八条中「子は、」を「子が職員の死亡の当時から引き続き」に、「あつて」を「あり、かつ、」に改め、「限り、」の下に「その者に」を加える。

附 則

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、目次の改正規定並びに第三章第一節中第二十四条の二を第二十四条の四とし、第二十四条の次に見出し及び二条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に遺族年金を受ける権利又は資格を有する成年の子については、この条例による改正前の秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例第四十八条の規定は、なおその効力を有する。

秋田県条例第五十二号